

平成 23 年度 第 2 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 23 年 9 月 7 日（水）午後 6 時 00 分～7 時 40 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
矢吹徹雄副会長
植松美由紀委員
村上岑子委員
斯波悦久委員

[諮問課] 教育委員会生涯学習部長 三国義達
同部学校教育課長 池田幸夫
建設水道部管理課長 本間孝之
同課主査 安彦克明
財政部税務課長 櫛引勝己
同課主査 石澤強
同課主査 山本浩哉
市民生活部国民健康保険課長 新岡研一郎
同課主査 蛭田茂久

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

北海道公立学校校務支援システムの試験運用に係るオンライン結合について
市街化調整区域に存在する家屋等に係る税務課資料の目的外利用について
固定資産税賦課に伴う確認申請書の目的外利用について
国民健康保険法第 41 条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指導
に係る診療報酬明細書の提供について

配布資料

- ・ から の諮問書
- ・ から の諮問の説明資料

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成23年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】皆様今晚は、お疲れのところお集まりいただきありがとうございます。今回は、諮問案件が4件ということで、いつもより案件が多くあります。本日も効率良く審議を進めて参りたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方から説明願います。

【椿原課長】本日は、教育委員会生涯学習部学校教育課所管の「北海道公立学校校務支援システムの試験運用に係るオンライン結合について」、建設水道部管理課所管の「市街化調整区域に存在する家屋等に係る税務課資料の目的外利用について」、財政部税務課所管の「固定資産税賦課に伴う確認申請書の目的外利用について」、市民生活部国民健康保険課所管の「国民健康保険法第41条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指導に係る診療報酬明細書の提供について」以上4件の諮問をご審議いただきます。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けます。

【三国部長】三国生涯学習部長諮問書を代読（諮問1件）

【諮問 】

石教学第718号

平成23年9月7日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣

北海道公立学校校務支援システムの試験運用に係るオンライン
結合について（諮問）

北海道教育委員会では、学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有するシステムを開発し、平成24年度から運用することとしています。

運用は平成24年度の予定ですが、平成23年度において試験運用を予定しており、これに対応するため、本市では、北海道教育委員会が開発するシステムにオンライン結合することから、このオンライン結合に関して、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の適用についてご審議していただきたく、下記の通り、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

対象者

試験運用校（市立生振小学校、市立南線小学校、市立聚富小学校、市立聚富中学校、市立浜益小学校、市立紅南小学校、市立石狩中学校）の児童生徒及び教職員に関する情報

情報内容

児童生徒及び保護者、教職員の氏名・住所の他、校務において処理している全ての内容

オンライン結合による個人情報の提供先

北海道教育委員会（株式会社エイチ・アイ・ディ）

【川又部長】川又総務部長諮問書を代読（諮問3件）

【諮問】

石建管第232号

平成23年9月7日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

市街化調整区域に存在する家屋等に係る税務課資料の目的外利用について（諮問）

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域とされ一定のものを除き開発行為及び建築行為は禁止されています。違反行為が発覚した場合には、その都度指導はしていますが、市域内の市街化調整区域全体の実態把握には至っておらず、そのための調査が必要と考

えております。

市街化調整区域の実態を把握するために同区域に存在する家屋等の税務課資料を利用することは、当該作業の効率化に欠かせないものと考えおります。そのことから石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の適用についてご審議していただきたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

事務の名称	所管課	利用する主な項目	利用先	内容・理由
固定資産の評価及び賦課事務	税務課	不動産の所有者、管理者の住所、氏名及び連絡先、建築物の構造及び規模	管理課	市街化調整区域に存在している建築物に関する情報を収集することにより、違反の有無を把握する。

【諮問】

石税務第 423 号
平成 23 年 9 月 7 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田 直範 様

石狩市長 田 岡 克 介

固定資産税賦課に伴う確認申請書の目的外利用について（諮問）

本市においては、市内に新築された建築物、工作物及びその敷地である土地に対し、固定資産税及び都市計画税を賦課するための評価を行っております。

その固定資産税及び都市計画税の賦課業務にあたり、より適正な評価を行うため、事前に課税物件の情報を把握する事が必要であることから、建築課で保有する確認申請書の目的外利用に関し、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の適用についてご審議して頂きたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 1 条第 2 号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

個人情報内容

(1) 対象

建築基準法に基づき確認申請を行った建築物、工作物及びその敷地

(2) 情報内容

【建築主等の概要】

氏名、住所、電話番号

【建築物、工作物及びその敷地に関する事項】

地名地番

【図面等】

平面図、立面図、配置図、矩計図、断面図、伏図

電気設備図、空調設備図、給排水設備図、仕上表

【諮問 】

石国保第589号

平成23年9月7日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

国民健康保険法第41条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の
指導に係る診療報酬明細書の提供について（諮問）

国民健康保険法第41条第1項の規定に基づき、「保険医療機関等は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は国民健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。」こととなっている。

この指導を実施するにあたり、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知)により「指導大綱」を定めている。

本市国民健康保険は、この「指導大綱」に基づき実施される指導を通し、保険診療の質的向上及び適正化に寄与することからも、厚生労働大臣又は都道府県知事に対する当該診療報酬明細書(写し)の提供に関し、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の適用についてご審議していただきたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

対象者

石狩市国民健康保険被保険者

個人情報内容

被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日の他、診療報酬明細書に記載ある全ての内容

診療報酬明細書（写し）の提供先

北海道厚生局又は北海道保健福祉部健康安全局（機構改革等があった場合、当該指導を所管する部局）

提供範囲と提供期間

北海道厚生局又は北海道保健福祉部健康安全局（機構改革等があった場合、当該指導を所管する部局）が求める対象期間を指定した保険医療機関等に係る診療報酬明細書並びに提供期間

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

【椿原課長】本日、配付いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「北海道公立学校校務支援システムの試験運用にかかるオンライン結合について」の諮問書の写しと資料、「市街化調整区域に存在する家屋等に係る税務課資料の目的外利用について」の諮問書の写しと資料、「固定資産税賦課に伴う確認申請書の目的外利用について」の諮問書の写しと資料、「国民健康保険法第41条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指導に係る診療報酬明細書の提供について」の諮問書の写しと資料、以上でございますでしょうか。

なお、追加資料として「北海道公立学校校務支援システムの試験運用に係る個人情報の取扱いについて」の北海道教育庁からの通知文とそれに係る業務委託契約書等の写しをお手元にお配りしております。

【全委員】はい。

【椿原課長】次に、本日の審議の順番ですが、式次第のとおりとなっております。諮問 について、教育委員会生涯学習部学校教育課、諮問 について、建設水道部管理課、諮問 について、財政部税務課、諮問 について、市民生活部国民健康保険課といたします。

○議 事

諮問

【向田会長】それでは、諮問 「北海道公立学校校務支援システムの試験運用に係るオンライン結合について」から始めて行きたいと思います。事務局からの説明をお願いいたします。

【池田課長】教育委員会生涯学習部学校教育課長の池田と申します。それでは、私から説明をさせていただきます。

この北海道公立学校校務支援システムは、ネットワークにより市町村立学校、道立学校、市町村教育委員会、北海道教育委員会が、それぞれ利用している既存のネットワークを集約して、校務システムと接続する形態を取ります。

言わばクラウド型システムとなり、システム自体がデータセンター並びに個々のデータをデータセンターに配置されるシステムとなっております。

先ほどの諮問書にも記載されておりますとおり、平成 24 年度から全ての道立学校、特別支援学校、そして希望する市町村教育委員会、市町村における義務教育学校が平成 24 年度からスタートするところでございます。

それに伴い平成 23 年度から、試験運用を行い、使い勝手並びに使用感といったところの調査を行うため、北海道教育委員会が希望を募って、石狩市の七校がこの試験運用を希望したところです。

作業的に、クラウド型のシステム上に児童生徒の個人情報を含めた学校における各種必要なデータを一旦預け、システム内において、このシステムを運用するのに適した形でのデータ変換、インストールという言い方をしておりますが、この作業が必要であり、学校外に個人情報を出すというオンライン結合について、今回ご審議いただいているところです。

データの移行作業につきましては、お手元の資料のとおりでございますが、今申し上げたとおり、学校内にありますデータを、一旦外部に出すということ、それから、その情報の内容につきましては、児童生徒並びに保護者の住所、氏名、生年月日、また、成績等も含めた情報を変換するものでございます。

最後に、お手元に追加として出させていただきましたものは、システム開発者である北海道教育委員会が、開発委託先である業者との委託契約の写しをご用意させていただきました。第 23 条におきまして、業務上取扱う個人情報について、厳重な取り決めをしていることをご説明したくご用意させていただいたところです。私からは以上です。

【向田会長】ご質問等ございましたらご自由にどうぞ。

私から質問なのですが、具体的には、エイチ・アイ・ディに個人情報を提供すること、それに基づいて、クラウド型システムの開発元であるハープのシステムに載せるということですか。

【池田課長】今回のシステム開発は二本立てとなっております、一つはこのシステム自体が、児童生徒の成績処理等を行う校務支援システムと教職員の業務効率化を図るグループウェア、この二本のシステムとなっております。

エイチ・アイ・ディにつきましては、児童生徒の個人情報を含めた各種データを取扱うシステムの構築、ハープにつきましては、グループウェアの開発並びに校務支援システムの進行管理も含めた業務委託となっております。

【向田会長】希望校は七校ということですが、たくさんの希望の中から七校に絞ったと

ということですか。

【池田課長】希望したところが七校ということでございます。

【向田会長】これは、石狩市個人情報保護条例第 11 条第 2 項ということで、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供ということでございます。どうぞ審議をお願いいたします。

我々にとっては、この個人情報が適正に取扱われ、保護されるのかどうかということに関心を持たなければならないということです。

【斯波委員】これは、契約者が北海道ということになっておりますが、先進地としては本州の都道府県では行っているということですか。

【池田課長】現在国内におきましては、50%強の各学校について、都道府県単位での集約ではございますが、校務支援システムを取り入れているところでございます。ちなみに北海道では 33%台ということです。

付け加えさせていただきますと、教職員の多忙感解消というところ並びに学校におけるスキルというのを含めた事務の効率化を図る目的で北海道教育委員会がこの度のシステムを開発している状況でございます。

【向田会長】ただいま、北海道では 33%台ということですが小中学校、高等学校をすべて含めてということですか。

【池田課長】そのとおりでございます。

【斯波委員】この諮問では石狩市内の学校を対象としていますが、道内での 33%ということは、石狩市以外の学校でこのシステムを使用している学校が、全体の 33%の学校が利用中であるということですか。

【池田課長】この校務支援システムというのはこれまで北海道教育委員会は、構築していなかった、民間業者による有料サービスが提供されております。その普及率が 33%ということであります。

【斯波委員】つまり民間で、行っているというのは、こういう情報は、既に各市町村では提供して行っているということですか。

【池田課長】民間のシステムはあくまでも、学校内におけるクローズドされたシステム管理です。個人情報は学校外には漏れないという状況でございます。

【斯波委員】そうすると、クラウド型システムを使用して行うというのは今回が初めてということで良いのですか。

【池田課長】はい、おっしゃるとおりでございます。

【向田会長】それは、正式には平成 24 年度から実施したいということですね。

【池田課長】はい。

【斯波委員】そこで、一番聞きたかったのは、本州の先進地ではクラウドを利用しているシステムを使用しているところはあるのですか。

【池田課長】クラウド型は、最近において進んで来ている状況ございまして、都道府県単位でサーバーという言い方をするのですが、データだとかシステムを一括管理して、

それに学校が接続をして行っている、これもサーバーの一種と言えるのではないかと思いますが、この部分を含めて全国的には 50%強ということでございます。

【矢吹副会長】サーバーは誰のものかというのが一点目、二点目が、今ここで北海道が外部と契約している内容は何なのかということ、そして三点目がこのシステムが完成した暁には、毎年情報を渡して外部で入力させるのか、そもそも今は実験段階なので外部に渡して外部で入力させるということなのか、本来であればこれがちゃんと動くということがわかれば、入力学校で行うということなのか、そういう点はどのようになっていますか。

【池田課長】平成 24 年度の正式運用後は、このシステムに参加する自治体、石狩市教育委員会と管理を行っているハープとの間で契約が行われることになっていると聞いております。

データの取扱いでございますが、今回の試験運用では、このデータの入力作業がシステム開発業者によって行われます。試験運用外はこのクラウド型システムを活用しながら、それぞれの学校で行います。ただし根本的にデータサーバー自体が、ネットワーク上にあるということは、一緒でございます。それとこの度の試験運用の手続きの中におけるこの契約関係でございますが、北海道教育委員会がこのシステム開発業務を委託している状況でございます。その際の業務内容の一つとして、試験運用を行うことも含まれておりまして、その際における個人情報等の厳重な管理という部分が、お手元の契約書の第 23 条の中に謳われていることを、試験運用を実施する自治体向けに、この度、北海道教育庁の方から通知があったという状況でございます。

【矢吹副会長】しかし、石狩市は契約当事者ではないですから、この業者は、石狩市に対しては一切責任を負わないことになるため、北海道教育委員会と石狩市教育委員会との間でどういう取り決めがあるかということが実は重要ということになりますが、どうですか。

【池田課長】北海道教育委員会には、この点につきまして確認をしております。開発業務の中で試験運用があり、なおかつそこで個人情報の取扱いがあるという、この部分につきましては、今回の文書の中で書かれているとおり、しっかりと取扱うというところでご理解いただきたいというところです。

【向田会長】先ほどの契約書の中で個人情報の保護と記載されていると言っていました。内容を見ると、この契約は実効性の無いものではないですか。

【村上委員】根本的な個人情報のことに関して、非常に怖いと感じたところはあるのですが、今、試験運用ということで審査会に掛かっている訳ですが、この試験運用で問題点があったら本運用を止めるということもあるのかということと、予算的な面でお聞きしたいのは、このオンライン結合に参加することによって、石狩市の負担は生じることになるのかということと、それともう一つは、市内の学校において、これらが運用されたときに、校内で使うパソコンとかネット関係ではそれが十分機能するだけの実効性がある状況になっているのかということをお尋ねいたします。

【池田課長】一点目からお答え申し上げます。試験運用並びに本運用も含めてのご質問かと存じますが、基本的に試験運用につきましては、今回の平成 23 年度における試験運用でございます。現在平成 24 年度の本運用の希望調査は、受けておりまして本市といたしましても、試験運用を行った上で慎重に判断し、新年度への取り組みについて取り進めて行きたいと考えております。

また、予算上のことでございますが、負担金は発生いたします。北海道が開発費を負担して、構築したシステムを参加自治体の数に応じて負担金が決まって来るという状況でございます。

最後に学校内におけるシステム上の保護管理でございますが、このシステム自体が総務省で謳われているところのこのシステムで必要とされる情報管理の基準に則った形で行われることとされておまして、当然学校内におけるシステムにネットワーク出来ないコンピュータによるアクセスは不可能な状況となっております。また、市内の小中学校の教職員全てのものにパソコンを配置しており、全ての教職員が使用できる環境となっております。

【村上委員】先生一人に一台のパソコンが配置されているということですか。

【池田課長】はい。そのとおりでございます。

【矢吹副会長】逆に心配なのが、このシステムがどういうふうにしっかりと構築されているかということが問題で、業者と道教委との関係は分かるのですが、仮に石狩市と当別町とを繋いだとすると、当別町の学校で石狩市の学校の情報が見られるという事態が発生すると個人情報の漏えいになってしまうので、その点システムの安全性、特に他のものは見られないということはしっかりと構築されているのですか。

【池田課長】北海道教育委員会からは、このシステムにアクセスできるものは、このシステムにアクセスしなければならない必要性のあるものしか出来ないような仕組みにしていると説明を受けております。

【向田会長】そうすると、あらゆる先生のコンピュータからアクセスするのではなく特定の先生しかアクセスできないということですか。

【池田課長】これは、使用するコンピュータにおいて、一定程度のＩＤやパスワードにてアクセスできる権利、こういったものがこのシステムの中では構築されていて、例えば石狩市内の小学校の先生が、当別町のシステムに入り込めない仕組みとなっております。また、校内においても重要なアクセスについては、パスワード等セキュリティ上の管理はこのシステムの中では構築しており、このように情報管理については万全の体制を取っているということでございます。

【植松委員】今のご説明で、クラウドにしてあるけれども、アクセス権を持っているのは、同一校の職員の方たちだけということですか。

【池田課長】例えばある市内の中学校でデータ管理を行う際には、この中学校の先生でなければ、このデータに入り込めない仕組みになっているということでございます。

【植松委員】そうだと思いますが、校内でのみ利用できるということになっているの

でしょうか。よくここ数年間の中で、校務で使用しているパソコンを校外に持ち出して、パソコンを紛失したり、データが紛失したりという事件事故が折々ありましたけれども、そういうことを防ごうという対策はどういうことになっていますか。

【池田課長】クラウド型のデータサーバー自体が、そもそもここへのアクセスに関しては、厳重なチェック体制が取られていて、ウォールと言ったものですが、アクセスできない人間はアクセスできない、言ってみればこれまでは、一つ一つのパソコンの中にデータを取り入れて、パソコン自体に何かがあった時には色々な事象が発生いたしますが、このしっかりと管理されたデータサーバーがあれば、そこへアクセスできる権利のあるものしかアクセスできない、しかもこのデータ自体がこれまで個人、学校単位でしか情報管理、または、セキュリティ保持ができなかったものが、北海道公立学校校務支援システムにおいて、全小中学校のデータ管理ができる。メリットとすれば 24 時間体制で一日おきにサーバーのバックアップが取れると聞いておりますし、逆に言いますとこのデータサーバーへのハッカーによる侵入行為なども、あまり知識の無い学校が管理しているものよりも、専門家が構築しているこういったデータ管理の方がはるかに安全である状況でございます。

【植松委員】具体的に教えていただきたいのですが、それぞれの教職員がそれぞれのパスワード等を持ってアクセス権を得るのだと思っているのですけれども、その時に例えば学校内にあるコンピュータからしかアクセスが出来ないのならば良いのですけれども、例えば教職員が自宅へ帰り、個人使用のパソコンからパスワードを打ち込んだときにアクセスは出来たりすることはないのですか。そういうことであれば困りますよね。

【池田課長】あらかじめ、システムの中で管理する、登録する個々のコンピュータについては、この手続きが始めになされて、そして初めて、ネットワークを通じてこのシステムに入ることができるということでございます。

【植松委員】コンピュータ自体に使用許可が下りて、相互のやり取りがされるというシステムになっているということですね。

【池田課長】そのとおりでございます。

【向田会長】そうすると、アクセスできる人が決まっているのですね。

【池田課長】はい、データによってアクセスできるものが決まって来るということでございます。また、コンピュータを持ち出したところで、基本的にはクラウド型のコンピュータシステムというのは、まずそれぞれのネットワーク自体にセキュリティが働いておりますので、自宅に持ち運んだ当初登録されているコンピュータから侵入しようとしても出来ないシステムとなっております。

【斯波委員】全体的な話を聞きたいのですけれども、先ほどの説明の中で、平成 24 年度から本運用の予定という話で、それでシステムが完成して道内の学校または自治体で、その参加希望の学校だけが加入出来るということなのでしょうか。

【池田課長】北海道教育委員会が直接管理をしている道立学校、高校並びに特別支援学校、これは北海道教育委員会の決定において、平成 24 年度 4 月からある意味強制的に

参入ということになりますが、義務教育学校につきましては、市町村の教育委員会が管理をしておりますので、あくまでも希望を取って、参加するかしないかを決定することになります。

【斯波委員】違う話になるのですが、ある学校の先生の持つコンピュータから自分のクラス以外の子供さんの情報は取れるのですか。

【池田課長】担任の先生が、アクセスできる権利というところが定められますが、あくまでも児童生徒の成績だとかは、担任以外のものが見ることが出来るとすれば管理職、または、それなりの役職の教務主任に限られることになります。これも先ほど会長からご質問がございましたとおり、アクセス権という部分が、それぞれの情報の種類に応じてグレードが変わって来るということでございます。

【斯波委員】このシステムを一番使用するのは、担任の先生あるいは管理職になると思うのですが、その時に担任の先生のアクセスの範囲はどの程度になるのですか。

【池田課長】この校務支援システムにつきましては、出席管理、名簿管理並びに成績処理というものになります。ある児童生徒の成績に関して、最終的には指導要録並びに成績書いわゆる通知表でございますが、これに反映される訳です。それぞれの個々の判定作業は担任が行う。そして管理職がそのチェックを行うという体制で行い、個々の担任は自分のクラスだけ、そしてそのチェックを行う立場の人間がそれぞれ守備範囲の中でアクセスして行けるということになります。

【斯波委員】この諮問書を見ると、学校の校務の運営に有効なものとして、利用することになってはいますけれど、今のお話を聞くと、このシステムは、管理職用のために使用するものであって、肝心の先生方にはあまり意味がないのではないかと思えるのですが。

【池田課長】これまで、学校現場の中では、先ほど指導要録と通知表の話をさせていただきましたが、それぞれの児童生徒の成績も含めた出力の作業というのが手書きで行われております。そして学校内において、独自の努力の中でこの作業を効率化しております。ご存じの表計算ソフトを使ったり、ワードプロセッサ機能を使ったりしてできる限り効率的に行うようにしております。それぞれの学校、先生が独自で作業をするものですから、これが非効率となっているのが現状です。道内の教職員がこのシステムを利用することによって、作業が単純化され、データの保持、管理が極めて安全になります。この安全と効率化が今回の校務支援システムの特徴でございます。

【斯波委員】今までは、手作業的な部分が多かったということで、このシステムを利用することによって、入力するまでは大変かもしれませんが、一度出来上がってしまうと非常に効率化になるということですね。

それは、担任の先生から見ると手書きであってもそれほど差はないのではないかと思います、むしろ管理職のためとしては非常に有効であるかもしれないが、実際の現場の先生方にとってはそれほど効率化になる話なのですか。

【池田課長】担任の先生自体も、朝登校し、子供たちから欠席の報告を受けた場合、こ

の状況を出席簿に付けたり、また、成績処理においては、試験の結果で評価を行ったりと、今、非常にその他の作業が多くなって来ております。その作業自体も担任の先生が、担っている訳ですが、この作業効率化にこの校務支援システムは大変有効であります。また、道教委の試算では、児童生徒数 40 名の学級でいうと少なくとも児童生徒の指導要録の作成は、これまでは手書きで行っておりますし、独自の電子データを活用した手法を採用しているところは、電子データで処理をした後に、それを手書きで転記したり、また、定められた様式にプリントアウトしたりと、大変神経を使う、時間のかかる作業を行っておりまして、このシステムを使用すると年間約 20 時間の軽減が図られると見込まれております。あくまでも、机上の計算ではありますが、一つの作業を行うことで数種類以上の成果、言ってみれば、成績処理を含めた、通知表も含めた、指導要録を含めた、こういった一つのデータから導き出される結果が多岐に渡り、この作業がこれまではそれぞれ行っていたものが、このシステムで一括にできるという状況でございます。

【斯波委員】解りました。

【矢吹副会長】これは基本的には先生が、手書きをするか、パソコンでキーボードを使って入力するかということになり、それがどれだけ時間が短縮されるかということですよ。

それと、もう一つ言えることは、今回の情報に関しては、業者に任せるということですが、各先生が情報を入力するのではなくて、業者に任せるということですが、その入力が正しいのかのチェックはどうやって行うのですか。

【池田課長】今回の試験運用の際の手続きの中で、学校においては独自の取り組みで、こうした個人情報を電子化しているものがほとんどでございます。これを今回の北海道公立学校校務支援システムで取扱うことができるデータ変換作業、これは平成 24 年 4 月からの本運用の際の仕様でございますが、今回はこの試験運用を行うこともあり、データ変換作業の厄介な部分について、業者が肩代わりするという状況でございます。

平成 24 年 4 月以降の作業につきましては、基本的には各学校において、これまで既存のデータの変換もしくは、この校務支援システムに適したデータの入力作業が発生して来るところでございます。

【矢吹副会長】一括して入力された情報の正確性のことを聞いていたのですが、情報が正確に変換できたかどうか、変換がうまく行かない場合がたまある訳ですから、そのときの確認はどなたがすることになるのですか。

【池田課長】データを提供する学校側でチェックを行うことになります。

【斯波委員】アクセス権で、最大の権限を持つ方はどなたになるのですか。

【池田課長】はい。学校長になります。

【斯波委員】学校以外で、例えば道教委の方や市教委は、アクセス権は無いのですか。

【池田課長】道教委、市教委ともごく一部にアクセス権はあります。

【斯波委員】それは学校長と同じ権限になるのですね。

【池田課長】学校長よりも権限は以下だと思います。

これまで学校に求めている、調査業務の中で学校長が知り得ているもの全てを必要とするものがございませんので、我々市教委が今回のシステムにおいて、学校長と同じアクセス権を持つ必要はないという状況でございます。

【村上委員】資料の中で、個人情報の項目が細かく出ている一覧があるのですが、この項目は、このシステムを作る際、道教委が決めたのか、全国的に統一されたものなのか、決められた経緯はどのようになっていますか。

【池田課長】この個人情報一覧に網羅されている情報は、どこの小中学校においてもございます。全てがあるかと言いますと全てとは言いきれない可能性もございますが、北海道教育委員会とすれば、可能性の高い情報については、こういう項目立てをして、必要なデータを処理するということになっております。

【村上委員】道教委がこの項目を決定したということですか。

【池田課長】システム開発の業務を指示している北海道教育委員会がこの内容を指示しているということでございます。

【村上委員】予算については、参加自治体によって、はっきりとはわからないとは思いますが、負担金はおおよそいくら位になりますか。

【池田課長】1校当たり1万数千円から4万円強を想定してございます。

【村上委員】1校当たりということは、学校単位で負担をするということですか。

【池田課長】学校単位での計算になります。

【村上委員】個人情報に関して常に思うことですが、個人情報を提供する場合は、本人が認めたときというのが基本的にある訳で、今回はオンライン結合ということで、この審査会に掛かっていると思うのですが、学校単位で負担をすると言ったときに父母の負担もあるということならば事前にPTA等に知らせる必要があるのではないかと思います。

【池田課長】先ほどの負担金の話で、学校単位という話でしたが、その負担金を保護者に請求するものではございません。石狩市教育委員会として一括して、学校数に乗じた負担金を自治体として負担するものでございます。

【村上委員】市全体でいえば数十万、百万円位となるということですね。

【池田課長】おおよそ二百万円位にはなるかと思います。

【椿原課長】1万数千円というのは1カ月ですね。また、試験運用の経費は掛からないということですね。

【池田課長】月単位でございます。また、試験運用の経費は掛かりません。

【村上委員】こういう個人情報がオンラインの中で、最初から流出することを想定して行うものではないですから、何の心配もないということですが、やはりいろんな形で流出していますし、この個人情報の一覧というような部分とか、こういう形で学校の校務が進められて行くといったことなどの説明については、私は事前に父母に説明されるべきかとは思いますが。事前とは言わなくても、どこかでこれを説明しなければならない

と思います。

【矢吹副会長】この情報は、例えば〇〇小学校を卒業して、〇〇中学校に進んだら、その中学校でその子供に関する小学校時代の情報は見られるようになるのか、同じように全部高校に進学したら、小中学校の情報が見られるという形になるのか、ということで、それはあくまでも情報は小学校までで、卒業してしまえば業務的には見る権限があるものはいなくなるということですか。

【池田課長】現状でも各学校において、指導要録や個人情報を管理しておりまして、必要に応じて、求めに応じて出しているということで、このシステムも同様に取扱うということでございます。また、通常の文書の保存年限に応じてデータの保存年限も決まってくる状況でございます。

【向田会長】これは、中学校長から当該小学校長宛てに依頼文書等を出して情報を取得するということですね。

【池田課長】はい。そのとおりでございます。

【矢吹副会長】その時は、データは紙となりますか。

【池田課長】やはり、その情報の活用の形態に応じて紙で良いものもあれば、相手方がデータとしてどういう形のものを望むかということで、市教委としましてはこれまでどおりしっかりと取扱って参りたいと考えております。

【植松委員】今のことですけれども、これまでこのシステムにお金を掛けて行う訳ですから、このシステムを有効利用するならば、今おっしゃったとおり、許可のやり取りをした上で、データごとそのまま何十人かの卒業生がいたら〇〇中学校、中学校へ、それぞれの生徒さんが異動する先にデータとして渡されるのではないかと考えるのですが、そうではないのですか。

【池田課長】基本的にはそういう形で行われることが効率的だと思いますが、ただ、データでございますので、データが改ざんされないようにしなければならない。残念ながら現状において、関係団体に輕易な文書も含めて、文書を渡す時にはしっかりこの辺をわきまえた上でデータ改ざんができない形でのPDFまたはペーパーで送るなど、こういったところは、今後変化して行くと思われますが、ペーパーが中心になってくると思います。

【植松委員】そのあたりはまだ、はっきりとはしていないということですね。

【椿原課長】そこまでの機能はまだシステムとしては、構築は出来ていないということですよ。

【池田課長】北海道教育委員会が毎年求めている定例的な調査もの、こういったものに必要なデータについても、ただいま検討中であると聞いておりますが、小学校から中学校へのデータの引継機能はまだ構築されていない状況であり、現状ではお答えできる状況ではないということをご理解願います。

【斯波委員】この個人情報一覧を見まして、これはものすごい量のデータが入ると思ったのですが、もちろんそれがこのシステムの特徴でもあると思うのですが、ただ、一つ

一つ中身を見ると、この入力作業は大変な作業になると思われます。例えば生徒情報 2 の欄を見ましても、保護者の氏名とか住所とか色々入っていますが、相当の数の生徒さんで年間に親が変わるだとか死亡するとか色々な情報が変わってくる、学校の校務以外で、それを日常的に管理するというのはこの二番目の情報を取っただけでも学校の担任の先生の業務量は大変だと思うし、また、一日一日の出欠状況を入れるのですから、担任の先生の仕事の量が増大することは、これは大変なことだと思うのです。これで本当に仕事の効率化ができるのかどうか、その点の考えはいかがですか。

【池田課長】このデータが、今回の試験運用で初めてデータ化しなければならないものであれば、ご指摘のとおり大変な作業となりますが、これらのデータは既に学校で入力あるいは記入を行っているものであります。つまり、この大変な作業を先生方は既に行っているということになります。

【斯波委員】それは機械に入力されているということですか。

【池田課長】機械に入力されているところもあれば、手書きのところもあります。今は、ほとんどは電子化されております。

【斯波委員】機械に入力されているということは、それを繋ぐだけということですか。

【池田課長】これを今、試験運用の手順で校務支援システムの属性に合ったデータに変換する作業を行うこととしております。

【斯波委員】それは初期作業としてはそうかもしれないけれども、それからの維持管理として作業が大変ではないですか。

【池田課長】例えば、ある児童が、親の死亡に伴って、情報を変えなければならないといった作業は、現状でも学校においてはリアルタイムで行っております。このことは、半年だとか一カ月ためておくことはできない作業でございますので、子供並びに関係者から情報があつたときには、都度担任が行っております。また、健康状態につきましては、養護教諭がそれぞれ児童生徒の管理をしておりまして、この作業も学校では既に行っております。

【斯波委員】日常的に行っているということですね。

【池田課長】はい。そのとおりでございます。

【矢吹副会長】手書きをしていたのを、機械入力に代えるというのがどれだけの効率化につながるのか、あまり変わらないと思うのですが。

【村上委員】統計調査は取り易くなるということですね。前に諮問のあった件については分かり易くなるということ、そういうメリットはあるとは思いますが、どういう流れで処理がされていくのかという点と試験運用ということですから、この運用期間が切れたらどのようにして直して行くというのか、学校の先生はもちろん入って市教委の意見はまとめて出して行くということなのですか。

【池田課長】現在、北海道教育委員会で予定されている作業は、このシステムの使い勝手を実際に使用された個々の教員、学校長、教育委員会といったものから利用を把握する、アンケート形式になると思われます。そしてそれを終えた段階でシステムの改善、

こういったものを行って、平成 24 年度 4 月に備えるということになります。

【向田会長】審査会としましては、渡した個人情報の保護が適正に取扱われるということであればというところですが。

【矢吹副会長】最終契約のところは業者との契約はこれでいいのかというところがあります。試験運用のところは、業者と市教委との間に契約関係も無いということですよ。

【向田会長】それに関連して言えば、本日追加資料として出された契約書の条文について、この条文で本当に契約したのかどうか、例えば、北海道公立学校校務システム構築業務委託契約書、ハープとの間で結ばれたものですが、第 19 条には第 3 項が無いのですが、第 21 条の損害賠償での第 2 項では、「第 19 条の第 3 項の規定により」との記載があります。また、エイチ・アイ・ディとの契約書にも同じことが言えます。このような契約書を取り交わしたのでしょうか。はなはだ不安ではあります。ただ、ここでの我々の審査の管轄外なのですが。

【村上委員】私としては、このことを自治体でどう考えたのかということをもっと大事にしなければいけないのではないかと思います。

【向田会長】それは、先ほど矢吹副会長が言われていたように、この試験運用について石狩市がどのように対応をするのかという、これが何だかの形で残すということではないと、個人情報の取扱いには十分に気をつけてくださいという趣旨の付帯意見でも付けないと答申は出来ないということになるかと思います。

添付された契約書については、いささか問題はありますが、これは我々の管轄外のことですので。

それなりの事務の効率化というところで、個人情報の取扱いには十分に気を付けていただきたいという趣旨の付帯意見を付けて答申案をまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

【全委員】はい。

諮問

【向田会長】それでは、諮問 「市街化調整区域に存在する家屋等に係る税務課資料の目的外利用について」、事務局の説明をお願いいたします。

【本間課長】建設水道部管理課長の本間と申します。それでは、私からご説明をさせていただきます。

都市計画法第 5 条の規定では、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画区域を指定することが出来るとされています。さらに都市計画法第 7 条の規定により、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止するため、計画的に市街化を図るために市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることが出来るとされており、本市においても市域内の一部を都市計画区域に指定し、市街化区域と市街化調整区域に分けて定めているところであります。市街化調整区域は、市街化を抑制する区域とされ、一定のものを除き開発行為や建築行為を禁止していますが、市域内の市街

化調整区域には多数の建築物が存在しているおり、その中には都市計画法の手続きを経ずに建築されている、いわゆる違反建築物等相当数あると考えておりますが、指導に要する事務量が膨大となることなどから、これまでは市民からの通報や投書、パトロール等で発見した場合に限りピンポイントで指導を行って来たところです。しかしながら、近年市民からの問い合わせが多くなって来ている現状もあり、市としてもまず、市域内におけるこうした建築物の実態把握を行おうとするものであります。つきましては、基礎資料等の収集において、作業の効率化を図るためにも、税務課資料を利用させていただきたく、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

私からの説明は以上です。

【向田会長】個人情報の目的外利用についてということでございます。ご質問等ございましたらどうぞ自由にお願いいいたします。

それでは私からですが、違反建築物等は実際にどの位の件数があるのですか。

【本間課長】現状を把握できているだけで、約 100 件ということで、これから当って行こうとしている中では、大体 300 件位は新たにあるだろうと推測しております。ただ、それは、中身を詰めて行かないと果たして違反建築物なのか、建物だけでは判断できないものですから、そういったもの、グレーと言っているものが大体 300 件前後位と見込んでおります。

【斯波委員】これで、ある程度調査をして、はっきりして指導ということが記載されていますが、実際的には建物の取り壊しということになるのですか。

【本間課長】最終的には除却、取壊しといったものを目指して指導をする訳ですが、すぐに指導の効果が発揮されるといった事例は少ないのが現状です。

【斯波委員】現に使っている場合などがありますよね。

【本間課長】現に使用している場合などは、古くなって、例えば新しくしないようにだとか、古くなった時点で取り壊していただくとか、そういうことが、現実的対応になるのかなと考えております。

【村上委員】目的は、色々あるかとは思いますが、一番大きいものは何なのでしょうか。区域指定になっていないところはだめだということだとは思いますが。

【本間課長】建ててはいけないところに建っている建物を市民からの指摘や問い合わせが多い現状です。そういった部分について、今まではそういった問い合わせ等があった部分について対応していたのですが、やはりそれだけでは市として現状を把握していないことは問題があるだろうということで、今回全体を調査いたしまして、それをした結果、かなりの数に上がることが考えられますので、それをどの位の計画性をもって順次指導して行くかといったところの目安を立てる上でも、まずは実態の調査で現状を把握したいというのが正直なところです。

【植松委員】説明資料の中に、データを扱う時の作業の行程が書かれていますが、データにアクセスしてデータを出して所有者等の確認をするためにプリントアウトすることになっていますが、それに基づいて違反台帳を作成し、プリントアウトした帳票をシ

シュレッター処理をすることになっていますが、このシュレッター処理をするというのは前に出した帳票をシュレッター処理とすることなのか、プリントアウトしたものとはどこに該当するものなのかをお聞きします。

【安彦主査】税務課資料にアクセスしたときに引き出した資料を基に管理課で当該物件に係る違反台帳を作成いたしますが、このために使用した元々のデータはシュレッター処理をする、第三者に漏れないような措置を講ずるという意味でございます。

【植松委員】それでは、作成された違反台帳を基に作業をされるということですね。

【安彦主査】はい。また、これについては、管理課の第一種情報として管理いたします。

【斯波委員】これは、今回初めての作業ということですか。

【本間課長】事態としましては、紙ベースで問い合わせをしたり、作業としては行っておりましたが、かなり時間が掛かって行っている状態です。ピンポイントで行う部分につきましては、そのようなことで行っていましたが、今、おそらく 300 件近いものの処理をすることは、やはり効率化を図るために、直接アクセスをして情報を引き出す方が事務の効率化に繋がるということでお願いをしている次第です。

【向田会長】よろしいですね、特に問題は無いということで、答申をまとめたいと思います。

【全委員】はい。

諮問

【向田会長】それでは、諮問 「固定資産税賦課に伴う確認申請書の目的外利用について」、事務局の説明をお願いいたします。

【櫛引課長】税務課長の櫛引と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

私から、今回、諮問いたしました固定資産税賦課に伴う確認申請書の目的外利用について、ご説明いたします。

固定資産税及び都市計画税につきましては、地方税法第 342 条、第 359 条、第 702 条及び第 702 条の 6 並びに石狩市税条例第 54 条及び第 66 条並びに石狩市都市計画税に関する条例第 2 条及び第 4 条の規定により、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在、市内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税することになっております。

固定資産税を賦課するに当たり、土地については建築物や工作物の設置状況、その周辺の土地の利用方法などを確認するため、また、家屋については構造や建材等を確認するために、現地調査を行う必要があり、その際に建築図面等を利用します。

現在は、所有者本人から図面を借用し複写をしておりますが、所有者の都合がつかない、または、所有者と連絡が取れないことにより評価が遅れる場合や、図面の持ち出しをしたくないという所有者には、複写した資料の提出を求めるなど時間的、金銭的な負担を掛ける場合があります。また、図面を借用できた場合も、複写をするため、図面を庁舎まで持ち帰る必要があり、厳重に注意をしておりますが、個人情報の紛失という危

険性をはらんでおり、所有者の方に多大なるご迷惑をお掛けするのではないかと案じているところであります。

このようなことから、適正な賦課を速やかに行うこと、所有者の負担を軽減すること、個人情報紛失の可能性を減少させるためには、建築課で保有する確認申請書の目的外利用が必要であり、ぜひとも本審査会に認めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【向田会長】ご質問等ございましたら、ご自由にどうぞ。

【矢吹副会長】平面図、立面図について確認申請については、建築課ということですが、データ化されているのですか、それとも紙ベースですか。

【櫛引課長】紙ベースです。

【矢吹副会長】じゃあ、作業はすべて同じく発生するのですね。

【櫛引課長】はい。

【矢吹副会長】持ち帰りの負担と所有者に負担を掛けるということの回避ということですね。

【斯波委員】これは今までは、市内を縦覧しながら新しく建てたであろうというところを点検して歩くというような方法であったのですか。

【石澤主査】はい。そのとおりでございます。基本的には市内を数回、2回程度でございますが、巡回して新築物件、それから増築しているもの、あるいは滅失と言って除却されたものというものを確認して歩いております。ただ、これに係る時間的な労力、人数も限られておりますので、2回程度しかできない状況ですから、その時期から漏れたものについては、不明という状況になっております。よって、建築確認申請のなされているものにつきましては、所有者が分かるということと、どこに何が建ったかということがはっきり分かりますので、それに基づいて所有者にアプローチすることもできるということで、かなりの効率化が見込まれます。

【向田会長】現地を回って歩いて現況調査を行っていたのですね。

【村上委員】確認申請は確かに新築や増築のときに出されますが、確認申請後、変更になるということは無いのですか、あったらそこが変更になっているということですよ。

【石澤主査】はい。そのとおりでございます。その場合でも必ず現地の確認には行きますので、その際には現地と図面が違っている訳ですから、現地で確認した上で、現状に合った評価をするということになります。

【向田会長】いかがでしょうか。これは特に問題がないということで答申したいと思えます。

【全委員】はい。

諮問

【向田会長】それでは、諮問 「国民健康保険法第41条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指導に係る診療報酬明細書の提供について」、事務局の説明をお願い

いたします。

【蛭田主査】国民健康保険課国保運営担当主査の蛭田と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

私から、国民健康保険法第 41 条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指導に係る診療報酬明細書の提供について、をご説明申し上げます。

まず、診療報酬明細書、これはレセプトと呼ばれておりますが、これについて説明申し上げます。お手元の資料にレセプトの様式が添付されております。こちらが省令に基づきまして、厚生労働大臣が定めることとなっております。医科の入院と通院について二種類の様式を例示しております。なお、医科の他に歯科や調剤もありますが、この 2 パターンのみの例示とさせていただきます。

このレセプトにつきましては、被保険者が医療機関等の病院などで保険診療を受ける際、窓口で一部の自己負担、通常 3 割負担でございますが、これを負担していただき、残り、通常 7 割となりますが、これを医療保険の種別毎によりまして保険者、石狩市で言いますと、石狩市国民健康保険でございますけれども、ここが負担いたします。この保険者が負担いたします医療費を病院が請求する際に必要となる明細書がこのレセプトでございます。

レセプトの内容につきましては、患者情報としまして、患者の氏名、性別、生年月日、保険者の保険番号、被保険者証の記号番号、診察科、病名などの他に、請求される保険医療機関名、処方内容としまして、初診、再診の回数、点数、投薬内容、数量、点数、合計の請求点数等が記載されております。このレセプトは、病院等がこの様式に基づきまして、被保険者毎に月単位で作成いたしまして、国民健康保険の被保険者の場合は、都道府県毎に設置されております国民健康保険団体連合会、北海道においては、北海道国民健康保険団体連合会に提出され、連合会において審査がなされまして、保険者へ送付されます。なお、このレセプトにつきましては、従前は手書き等で書かれており、紙で提出されておりましたが、本年 4 月診療分からレセプトのオンライン化に伴いまして、電子レセプトにより、国保連合会のシステムによりまして、送られてくるものとなり、今回写しとしてプリントアウトしたものを、北海道厚生局等に報告することを考えております。

資料をご覧ください。まず、この指導に関する法的根拠として、国民健康保険法第 41 条、厚生労働大臣又は都道府県知事の指導に関しまして、これは受けなければならないといった強制的なものであります。この法律を受けまして、厚生省保険局長通知でございますけれども、保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査についての通知でございます。その別添 1 としまして、指導大綱を定めております。今回の目的につきましても、国民健康保険法第 41 条の規定に基づく、療養の給付等あるいは、他の部分の内容、または、診療報酬の請求に関する指導について、基本的な事項を定めております。

続きまして、指導方針でございますが、厚生労働省で定めております、保険医療機関及び保険医療費担当規則等の規則に定めていることについて、これに合致するかどうか、

こういった目的で行うものでございます。

続きまして、この指導の形態ですが、資料に 1、2、3、と記載されているとおり、集団指導、集団的個別指導、個別指導の三種類に分かれております。3 の個別指導につきましても三種類の方法で記載されております。今回、北海道から聞き及んでいる指導につきましては、北海道厚生局と北海道が共同で行う 3 の(1) 都道府県個別指導に該当するものです。

続きまして、保険者のメリットを記載しております。私ども石狩市国民健康保険では、保険医療機関等につきまして、指導あるいは監査を行う権限はございませんので、北海道あるいは北海道厚生局を通じまして、指導を通して各医療機関の意識付けを高めることにより、適正な診療報酬の請求事務が行われることが期待され、今回提供することを考えております。

続きまして、提供後のレセプトの管理でございますけれども、お互い、国あるいは道の機関でございます。北海道厚生局につきましては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の第 6 条で規定されております。それから、北海道保健福祉部健康安全局につきましては、「北海道個人情報保護条例」第 11 条の規定に基づきまして、適正な管理を求められており、それぞれの規定に基づき適正な管理がされと考えております。

諮問の内容でございますが、対象者が、石狩市国民健康保険被保険者と記載されておりますが、北海道なり北海道厚生局から指示された被保険者となりますので、全被保険者とはなりません。例えば北海道から指示された A 病院の全被保険者を、あるいは上位 20 名を出してくださいとの指示がございまして、指針としましては過去の 2 カ月分を請求することが多いとの説明を受けております。

以上のことから、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【向田会長】ご質問等ございましたら、ご自由にお願いたします。

【矢吹副会長】過去に不正請求があつて、医療機関に調査が入って、保険医の取り消しがあつたとかありますよね、その時のレセプトは今まではどこから出ていたのですか。

【新岡課長】過去にあつたかどうか定かではないのですが、また、石狩市は医療機関が少ないところでありますので、今までこのような指導に入るというケースはあまり無かつたと聞いております。今回そういったケースが出て来たものですから、条例がこちらの方も整理されておりますので、個人情報保護条例に抵触するということで、今回審議をお願いする形となりました。

【矢吹副会長】個別の問題が発生して、今回、北海道から請求があつたということですね。

【新岡課長】北海道の方からは、これから指導に入るために、道ではレセプト等資料は持っておりませんので、自治体から求める形になります。それを証拠資料として入って行きたいということです。

【斯波委員】指導大綱は平成 7 年に出来ていますが、この個別指導は従来からあつたの

ですか。

【蛭田主査】平成7年の作成の時から、指導は行われており変更はありません。

【斯波委員】これは実際には行われていなかったということですか。

【蛭田主査】石狩市では近年行われていなかったということになります。札幌市などの他の自治体では行われていたということでございます。

【向田会長】これがなければ指導はできないということで、問題なく承認し答申したいと思いますよろしくお願いします。

【全委員】はい。

○その他

【向田会長】その他、報告事項等ありましたらどうぞ。

【椿原課長】事務局からは、今後の審査会の予定について、今のところ本年12月から翌年1月に案件の有無を確認いたしまして、あった場合には各委員の皆様には日程調整をさせていただきたいと考えております。以上です。

○答 申

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

【答申 】

平成23年9月7日

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成23年9月7日付石教学第718号をもって諮問のありました、北海道公立学校校務支援システムの試験運用に係るオンライン結合について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

（附帯意見）くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

【答申 】

平成23年9月7日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成23年9月7日付石建管第232号をもって諮問のありました、市街化調整区域に存在する家屋等に係る税務課資料の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【答申】

平成23年9月7日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成23年9月7日付石税務第423号をもって諮問のありました、固定資産税賦課に伴う確認申請書の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【答申】

平成23年9月7日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成23年9月7日付石国保第589号をもって諮問のありました、国民健康保険法第41条の規定に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事の指導に係る診療報酬明細書の提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

（附帯意見）くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

○閉 会

【向田会長】長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成23年 9月30日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印